

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の日曜日  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 町等の区域の変更(市町村振興課)  
町等の区域の変更等(々々)
- ◇ 土地改良事業の認可申請の適否の決定(農村整備課)  
公有水面の埋立てに関する埋立地の用途の変更等の許可(漁港課)  
開発行為に関する工事の完了(三件)(都市計画課)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇ 公 告 相互救済事業に係る平成八年度の経営状況(管財課)  
落札者の決定(消防防災課)
- ◇ 調達公告 随意契約の相手方の決定(々々)
- ◇ 雑 報 環境影響評価書の縦覧(環境政策課)

## 告 示

### 鳥取県告示第五百三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の

規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、平成九年七月二十九日からその効力を生ずる。

平成九年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

|                |  |
|----------------|--|
| 区域を変更する町及び字の名称 | 同上の区域(平成九年四月二十四日現在の地番による。)                   |
| 和田東町字向山        | 和田東町字向山のうち九〇五の二、九〇五の三、九〇五の九から九〇五の一五まで以外の区域   |
| 馬場町            | 和田東町字向山九〇五の二、九〇五の三、九〇五の九から九〇五の一五まで<br>馬場町の全域 |

### 鳥取県告示第五百三十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、平成九年七月二十九日からその効力を生ずる。

平成九年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

|                       |  |
|-----------------------|--|
| <p>区域を変更する町及び字の名称</p> | <p>同上の区域（平成九年四月二十四日現在の地番による。）</p>  |
| <p>大原字千町</p>          | <p>大原字千町のうち八〇一の一から八〇一の七まで、八〇一の九から八〇一の一五まで、八〇一の一七から八〇一の二四まで、八〇一の二九、八〇一の三五、八〇一の三七から八〇一の三九まで、八〇二以外の区域</p>             |
| <p>広栄町</p>            | <p>大原字千町八〇一の一から八〇一の七まで、八〇一の九から八〇一の一五まで、八〇一の一七から八〇一の二四まで、八〇一の二九、八〇一の三五、八〇一の三七から八〇一の三九まで、八〇二大原字下赤池の全域<br/>広栄町の全域</p> |
| <p>廃止する字の名称</p>       | <p>大原字下赤池</p>  |

**鳥取県告示第五百三十三号**

中山町が行う土地改良事業（中山間地域総合整備事業大和田団地地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成九年七月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第五百三十四号**

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十三条ノ二第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てに関し、次のとおり埋立地の用途の変更等の許可をしたので、同条第二項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

平成九年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 許可の日

平成九年七月二十二日

二 許可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立ての免許の年月日及び番号

平成六年七月二十六日 鳥取県指令受漁港第十二号

四 埋立区域

(一) 位置

気高郡気高町大字八束水字姫路二七〇六一の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から5の地点までを順次に直線で結んだ線及び5の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 船磯漁港東防波堤灯台(北緯三五度三一分〇七秒、東経一三四度〇一分二秒) から一〇一度四八分二八秒、二三九・八八メートルの地点

2の地点 1の地点から五四度四三分〇九秒、一一・〇〇メートルの地点

3の地点 2の地点から一四四度四二分三三秒、三三・四四メートルの地点

4の地点 3の地点から二二二度四分四一秒、二九〇・三六メートルの地点

5の地点 4の地点から二九六度二四分一四秒、三五・五五メートルの地点

(三) 面積

一〇、六〇八・三〇平方メートル

五 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

気高郡気高町大字八束水字姫路二七〇六一の地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からケの地点までを順次に直線で結んだ線及びケの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 船磯漁港東防波堤灯台(北緯三五度三一分〇七秒、東経一三四度〇一分二秒) から八八度二二分三一秒、二一〇・六八メートルの地点

イの地点 アの地点から八四度四七分一七秒、五七・七三メートルの地点

ウの地点 イの地点から一四四度三四分五七秒、九六・九六メートルの地点

エの地点 ウの地点から二二二度三七分五六秒、二四二・七三メートルの地点

オの地点 エの地点から二三〇度五四分二五秒、一一四・二四メートルの地点

カの地点 オの地点から二九七度三〇分〇五秒、一〇〇・一五メートルの地点

キの地点 カの地点から三二二度三九分〇一秒、一〇六・一〇メートルの地点

クの地点 キの地点から二二二度三九分〇一秒、七五・〇〇メートルの地点

ケの地点 クの地点から一三度三〇分一五秒、七四・二〇メートルの地点

(三) 面積

六三、八五四・二〇平方メートル  
六 変更後の埋立地の用途  
漁港施設用地

鳥取県告示第五百三十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年二月六日 鳥取県指令鳥土維第千三百十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字東井手越及び字打明

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市藤塚町一丁目一一―一二二

株式会社穴吹工務店

代表取締役社長 穴吹 英隆

鳥取県告示第五百三十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年一月三十一日 鳥取県指令都計三二二第二十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市長砂町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原四丁目八一七

松本油店

店主 松本 啓

**鳥取県告示第五百三十七号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年四月二十一日 鳥取県指令倉土維十第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市穴窪字鳥森

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市商業町二二七

大和設備株式会社

代表取締役 西山 秋義

**公安委員会告示**

**鳥取県公安委員会告示第四十七号**

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成九年七月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

|        |                                |               |         |        |                |  |
|--------|--------------------------------|---------------|---------|--------|----------------|--|
| 申請者    | 氏名又は名称                         | 株式会社藤商事       |         |        |                |  |
|        | 住所                             | 東大阪市荒川三丁目10-7 |         |        |                |  |
| 遊技機の種類 | 遊技機の区分                         | 型式名           | 製造業者名   | 検番号    | 有効期間           |  |
|        | 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 | ファミリーゴージャス    | 株式会社藤商事 | 700145 | 平成9年7月29日から3年間 |  |

|              |                 |           |                                    |
|--------------|-----------------|-----------|------------------------------------|
| 申請者          | 氏名又は名称          | 株式会社ニューギン |                                    |
| 住 所          | 名古屋市中村区鳥森町三丁目56 | 遊技機の種類    | 遊技機の区分                             |
| 法人にあってはその代表者 | 新井悠司            | 型式名       | 型式及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機 |
|              |                 | 製造業者名     | C R大江戸日記                           |
|              |                 | 検 番 号     | 株式会社ニューギン                          |
|              |                 | 有効期間      | 700158                             |
|              |                 |           | 平成9年7月29日から3年間                     |

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定に基づき、社団法人全国公営住宅共済会から平成8年度の経営状況の通知があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成9年7月29日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 事業実績  
加入戸数  
平成8年度社団法人全国公営住宅共済会経営状況  
955,056戸

|                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 共済契約金額             | 5,062,418,116,000円 |
| 共済分担金              | 1,054,264,302円     |
| 罹災戸数               | 405戸               |
| 災害共済金              | 423,074,098円       |
| 復興建築助成戸数           | 217戸               |
| 復興建築助成金            | 96,725,357円        |
| 防火・住宅施設改善助成会員数     | 205                |
| 防火・住宅施設改善助成金       | 54,171,800円        |
| 災害見舞戸数             | 744戸               |
| 災害見舞金              | 17,981,878円        |
| 2 収支計算             |                    |
| (1) 収入             |                    |
| 共済分担金収入            | 1,054,264,302円     |
| 会館収入               | 15,424,613円        |
| その他収入              | 76,420,851円        |
| 当期収入合計 (A)         | 1,146,109,766円     |
| 前期繰越収支差額           | 49,490,788円        |
| 収入合計 (B)           | 1,195,600,554円     |
| (2) 支出             |                    |
| 事業費                | 629,106,802円       |
| 管理費                | 272,780,224円       |
| 会館管理費              | 20,881,129円        |
| 特定預金支出             | 81,890,788円        |
| その他の経費             | 138,670,482円       |
| 当期支出合計 (C)         | 1,143,329,425円     |
| 当期収支差額 (A) - (C)   | 2,780,341円         |
| 次期繰越収支差額 (B) - (C) | 52,271,129円        |

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成9年7月29日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- (1) 調達内容及び数量 鳥取県ヘリコプターテレビ電送システム整備工事一式
- (2) 調達方法 役務の調達
- (3) 契約方式 一般競争入札
- (4) 落札決定日 平成9年5月29日
- (5) 落札者の氏名及び住所 三菱電機株式会社中国支社  
広島市中区中町7-32（日本生命ビル）
- (6) 落札価格 622,650,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- (7) 入札公告日 平成9年4月18日
- (8) 落札方式 最低価格落札方式
- (9) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県生活環境部消防防災課  
鳥取市東町一丁目271

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成9年7月29日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- (1) 調達内容及び数量 中型ヘリコプター（ベル式412EP型）1機
- (2) 調達方法 物品等の購入
- (3) 契約方式 随意契約
- (4) 契約日 平成9年7月1日
- (5) 契約者の氏名及び住所 三井物産エアロスペース株式会社  
東京都港区西新橋三丁目3-1
- (6) 契約価格 808,710,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- (7) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当
- (8) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県生活環境部消防防災課  
鳥取市東町一丁目271

雑 報

鳥取県環境影響評価実施要綱（平成3年11月鳥取県告示第806号）第10条の規定に基づき、環境影響評価書を作成したので、同要綱第11条の規定により次のとおり公告し、当該評価書を縦覧に供する。

平成9年7月29日

王子製紙株式会社米子工場  
取締役工場長 渡邊 則利

|                        |   |
|------------------------|---|
| 1 事業者                  |   |
| (1) 名称及び代表者の氏名         | 王子製紙株式会社米子工場<br>取締役工場長 渡邊 則利  |
| (2) 事業所の所在地            | 米子市吉岡373  |
| 2 縦覧に供する環境影響評価書に係る対象事業 |   |
| (1) 名称                 | パルプ・動力施設の増設事業   |
| (2) 種類                 | 工場等の建設(変更)  |
| (3) 実施しようとする区域         | 米子市吉岡373<br>王子製紙株式会社米子工場の敷地内  |
| (4) 関係地域               | 別表のとおり  |
| 3 縦覧の場所並びに期間及び時間       |   |
| (1) 場所                 | 王子製紙株式会社米子工場総務課<br>鳥取県生活環境部環境政策課<br>鳥取県西部健康福祉センター<br>米子市市民環境部環境課<br>日吉津村住民課<br>淀江町企画調整課 |
| (2) 期間及び時間             | 平成9年7月29日(火) から同年8月29日(金) までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで                            |
| 4 問い合わせ先               |   |
| 〒689-35 米子市吉岡373       | 王子製紙株式会社米子工場  |
| 環境管理室                  | 電話番号 0859-27-4986   |
| 業務部                    | 電話番号 0859-27-3112   |

(別表)

関係地域の範囲

米子市

青木、朝日町、愛宕町、赤井手、岩倉町、陰田町、今在家、石井、一部、泉、内町、浦津、榎原、大谷町、尾高町、大袋、奥谷、尾高、勝田町、皆生、皆生六丁目、皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目、皆生新田三丁目、角盤町一丁目、角盤町二丁目、角盤町三丁目、角盤町四丁目、兼久、上福原、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、加茂町一丁目、加茂町二丁目、蚊屋、観音寺、上新印、河岡、河崎、祇園町一丁目、義方町、車尾、久米町、熊党、糺町一丁目、糺町二丁目、紺屋町、古豊千、三本松一丁目、三本松二丁目、三本松三丁目、三本松四丁目、塩町、昭和町、下新印、下郷、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、末広町、大工町、高島、立町一丁目、立町二丁目、立町三丁目、立町四丁目、茶町、寺町、天神町一丁目、天神町二丁目、道笑町一丁目、道笑町二丁目、道笑町三丁目、道笑町四丁目、長砂町、中町、中島、永江、灘町一丁目、灘町二丁目、灘町三丁目、奈喜良、西町、錦町一丁目、錦町二丁目、西倉吉町、二本木、西福原、西福原一丁目、西福原二丁目、西福原三丁目、西福原四丁目、西福原五丁目、西福原六丁目、西福原七丁目、西福原八丁目、西福原九丁目、博勞町一丁目、博勞町二丁目、博勞町三丁目、博勞町四丁目、旗ヶ崎一丁目、旗ヶ崎二丁目、花園町、橋本、東町、東倉吉町、東福原一丁目、東福原二丁目、東福原三丁目、東福原四丁目、東福原五丁目、東福原六丁目、東福原七丁目、東福原八丁目、東山町、東八幡、日野町、日ノ出町一丁目、日ノ出町二丁目、日原、福市、富士見町、富士見町一丁目、富士見町二丁目、法勝寺町、

|      |   |
|------|---|
|      | <p>万能町、三旗町、水浜、美吉、宗像、明治町、日久美町、弥生町、八幡、陽田町、四日市町、米原、米原一丁目、米原二丁目、米原三丁目、米原四丁目、米原五丁目、米原六丁目、米原七丁目、米原八丁目、米原九丁目、吉岡及び西三柳</p> |
| 日吉津村 | <p>大字日吉津、大字富吉及び大字今吉</p>   |
| 淀江町  | <p>大字佐陀、大字中間及び大字小波</p>  |

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月二千二百円(送料を含む)】